

特定福祉用具購入費支給申請の流れ

ケアマネージャーなどに
相談

- 要介護（要支援）認定を受けていない場合は、認定申請を行い認定を受ける。
- ケアマネージャー等に相談する。

県もしくは政令指定都市の指定を受けた特定福祉用具販売事業者より購入してください。

※原則、同一品種の再購入は、認められません。ただし、破損や介護の必要の程度が著しく高くなった等の場合、支給が認められることがあります。

今までの購入歴などが不明な場合は、必ず本人又はケアマネージャーが、電話等で事前に市へ確認してください。

購入後に
支給申請

提出書類

- 居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請書
- 見積書
- 領収書（宛名は被保険者本人のフルネームで）
※写しをいただき、原本はお返しします。
- パンフレット（写しも可）
- 再購入の場合は、再購入が必要なことが分かる書類（破損が分かる写真など）

糸島市へ請求

提出していただいた支給申請書の確認が完了したら、市から被保険者宛に支給決定通知書をお送りします。

支給決定が下りた後に市へ請求書を提出してください。請求書はホームページよりダウンロードできます。